

中野区区有施設整備計画(素案)

2026 ▶ 2035

概要版

I 第1部 総論

策定の目的

中野区区有施設整備計画は、中野区基本構想（以下「基本構想」といいます。）において描く「10年後に目指すまちの姿」と長期にわたる都市構造の変化を見据え、区が所有する施設に係る再編、整備、利活用等の計画及び施設の更新・保全の方針を示したものであり、中野区基本計画（以下「基本計画」といいます。）における施策展開にあたり、区有施設整備を財産経営の観点からとりまとめた総合的な行政計画です。

計画期間

令和8年度(2026年度)から令和17年度（2035年度）までの10年間です。
基本構想及び基本計画と整合を図り、社会経済情勢の動向を見定めながら、必要に応じて見直しを行います。

区有施設の現状

施設数と総延床面積

253施設、514,331㎡です。区民一人あたりの面積は、特別区の平均と比べて低い水準にあります。

区民一人あたりの面積 (公有財産(建物)の面積)

中野区……1.69㎡
特別区平均…1.90㎡

※ 令和5年度特別区公共施設状況調査結果(東京都)より作成

建築年数

7割以上が建築後30年を経過し、老朽化が進んでいます。

建築年数の割合

築30年未満……28%
築30年以上50年未満…42%
築50年以上……30%

※ 令和7年4月1日現在

施設に要する経費

施設は、建設費以外にも維持管理など多くの経費を要しています。

ライフサイクルコスト※ (参考モデル)

延床面積 10,000㎡以上
204億円
延床面積 1,000㎡～1,500㎡
32億円

※ 1つの建物が建設から解体撤去までに要する全ての経費

I 第2部 施設再編・管理の基本的な考え方

区有施設再編の必要性

区有施設の更新時期が集中し、今後の区財政に大きな影響を及ぼすことが想定されます。区有施設においては、効率的かつ効果的に区民サービスが提供されるよう、配置と規模の適正化に向けた再編を進めていく必要があります。

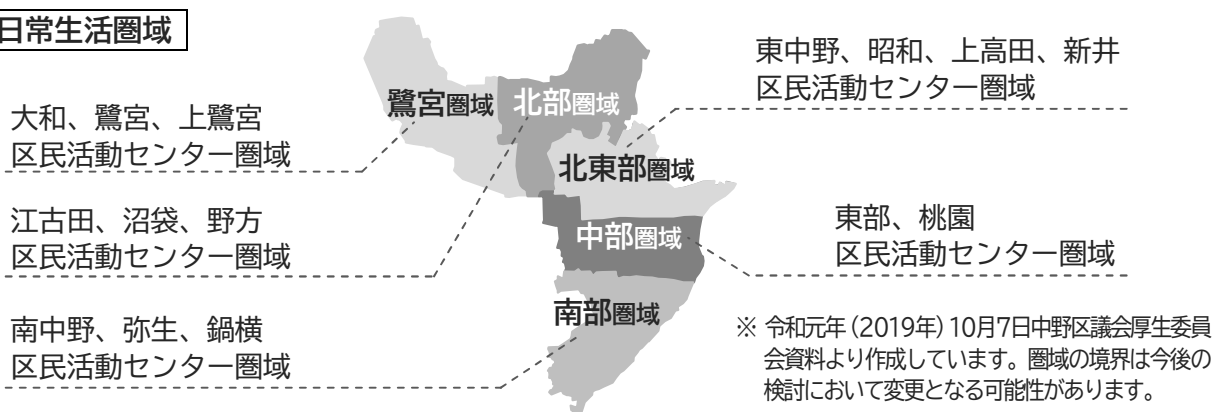
区有施設の再編及び更新・保全の基本方針

1 区民の日常生活圏域等を踏まえた適正配置

今後の施策展開や施設配置にあたっては、身近な地域や交通至便な場所で適切にサービスを提供するための地域展開が必要です。施設配置における圏域の考え方は以下のとおりです。

圏域	考え方	主な施設
日常生活圏域 日常	今後予定する日常生活圏域の再設定にあわせた5圏域を基本とします。	すこやか福祉センター、区民活動センター など
子どもの日常生活圏域 子ども	「中野区立小中学校再編計画」に基づく再編後の小学校20学校区、中学校9学校区を基本とします。	児童館、キッズ・プラザ、小・中学校 など
区全域 全域	区全域を対象とします。	区役所本庁舎、スポーツ施設、文化施設 など
その他 その他	ニーズや地域バランスに応じて配置します。	保育園、介護施設、障害者施設 など

日常生活圏域



2 機能に応じた施設の再編

区有施設の再編にあたっては、より適切なサービス提供や効率的な整備手法を検討していく必要があります。施設の多機能拠点化、専門性強化、居場所・交流促進、需給バランスといった再編の考え方のもと、機能や利用形態などに応じた再編の検討を進めていきます。

3 効果的、効率的な施設整備の推進

今後の施設整備にあたっては、区民サービスの向上とともに、区の財政負担を軽減するため、効果的、効率的な整備手法を検討していきます。また、区民が安全・安心に利用できるよう、ユニバーサルデザインへの対応やバリアフリー改修を進めていきます。

4 適切な改修・保全の推進

区有施設の7割以上が建設後30年を経過し、施設の老朽化が進んでいます。施設の改修や保全に伴う経費を最小限とするため、予防型の保全を進めていきます。

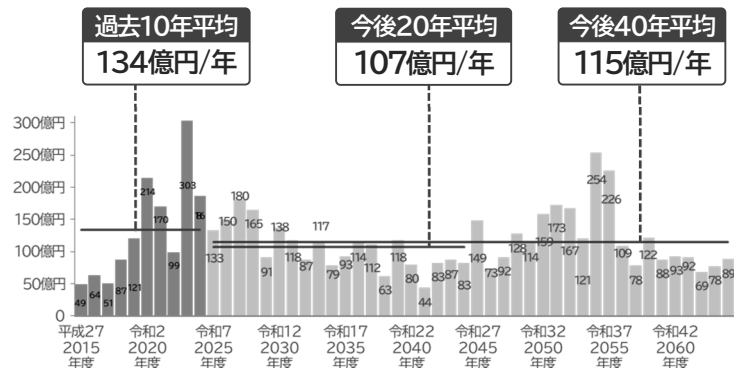
5 資産の有効活用

未利用となる土地・施設について、まちづくりやにぎわいの創出等の将来を見通した新しい価値を生み出していくとともに、適切な施設更新・保全を行う財源を確保するため、資産の有効活用を進めていきます。

施設更新経費の将来推計

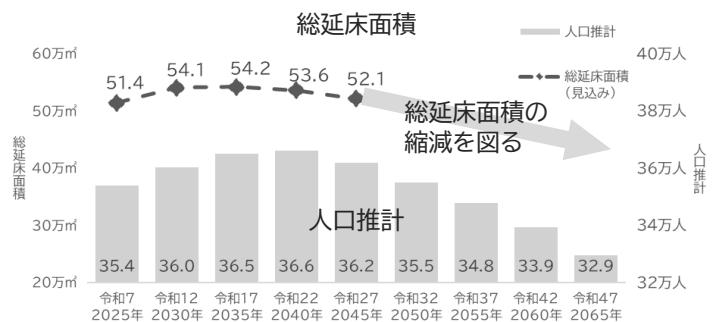
- 区有施設の建替、改修等に要すると見込まれる経費は、以下のとおりです。

今後20年間（2025～2044年度）
2,135億円（1年平均107億円）
今後40年間（2025～2064年度）
4,608億円（1年平均115億円）



総延床面積の考え方

- 総延床面積は、今後増加する見込みです。
- 長期的には、区の人口が減少に転じ、人口構成も変化していくことから、区有施設の見直しや再編に係る検討を進めます。



※ 人口推計は、中野区基本計画（素案）における推計値を基に作成しています。

第3部 各施設の配置・活用の考え方

施設分類ごとの配置の考え方

施設の名称	概ね10年間の配置・活用の考え方	施設数		
		現在	5年後	10年後
文化施設	全域 現在の配置で引き続き活用します。	4	4	4
図書館	全域 [移転] 鷺宮図書館 日常 [建替] 野方図書館	10	10	10
歴史民俗資料館	全域 現在の配置で引き続き活用します。	1	1	1
体育館、スポーツ・コミュニティプラザ	全域 現在の配置で引き続き活用します。	4	4	4
産業系施設	全域 現在の配置で引き続き活用します。	1	1	1
小・中学校	子ども 小中学校施設整備計画を踏まえて改修・改築を進めます。	29	29	29
教育センター	全域 教育センター分室は保健所整備に伴い廃止します。	2	2	1
軽井沢少年自然の家	その他 現在の配置で引き続き活用します。	1	1	1
保育園	その他 保育施設の利用者が減少した場合には6施設～7施設程度に集約します。 [移転] 野方保育園	10	10	10
幼稚園	その他 [建替] かみさぎ幼稚園 [移転] ひがしなかの幼稚園	2	2	2
児童館	子ども 児童館運営・整備推進計画を踏まえて改修・改築を進めます。	18	18	18
キッズ・プラザ	子ども 全小学校に配置することとし、校舎建替等の中で整備します。	14	17	19
学童クラブ	子ども キッズ・プラザ併設型を基本として整備します。需要見込みを踏まえて暫定的な定員拡充等を検討します。	24	24	24
高齢者会館※	日常 SWCの理念を実現させるため、(仮称) 健幸プラザとして環境改善等を進めます。 [移転] 鷺宮高齢者会館※	16	16	16

※ 施設数(機能別)の「現在」は令和7年4月1日、「5年後」は令和12年4月1日、「10年後」は令和17年4月1日時点です。

※ 高齢者会館は、令和8年4月1日から「健幸プラザ」に名称変更予定です。

施設の名称	概ね10年間の配置・活用の考え方	施設数		
		現在	5年後	10年後
地域包括支援センター	日常 各日常生活圏域に2施設の設置を基本とします。 [新設] 温暖化対策推進オフィス跡施設内 [移転] 江古田地域包括支援センター 鷺宮地域包括支援センター 本町地域包括支援センター	8	9	9
障害福祉施設	その他 障害者福祉会館は保健所移転後跡地への移転を検討します。	6	6	6
子ども・若者支援センター (児童相談所機能を含む。)	全域 現在の配置で引き続き活用します。	1 (分室含む)	1 (分室含む)	1 (分室含む)
療育施設、母子生活支援施設	全域 平和の森小学校跡地に児童発達支援センターの新規整備を検討します。	4	4	5
保健所	全域 教育センター分室跡地及び野方保育園跡地に移転整備を検討します。	1	1	1
すこやか福祉センター	日常 [新設] 温暖化対策推進オフィス跡施設内 [移転] 鷺宮すこやか福祉センター 北部すこやか福祉センター	4	5	5
社会福祉会館	全域 現在の配置で引き続き活用します。	1	1	1
複合交流拠点	全域 平和の森小学校跡地に中高生年代向け拠点施設、男女共同参画センター、地域交流スペース等の機能を整備します。	0	0	1
区役所本庁舎	全域 現在の配置で引き続き活用します。	1	1	1
地域事務所	全域 [移転] 鷺宮地域事務所	5	5	5
区民活動センター	日常 [移転] 鍋横区民活動センター 鷺宮区民活動センター [廃止] 鍋横区民活動センター分室 [建替] 昭和区民活動センター	19 (分室含む)	18 (分室含む)	18 (分室含む)
清掃事務所、リサイクル展示室	全域 現在の配置で引き続き活用します。	3	3	3
公営住宅等	その他 現在の配置で引き続き活用します。	26	26	26
貸付施設等	その他 —	19	—	—
その他施設	その他 未利用施設は貸付や売却等を検討します。	19	—	—
合計		253	257	260

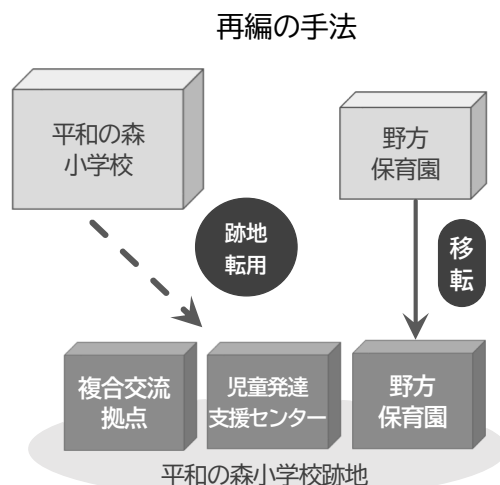
※施設数(機能別)の「現在」は令和7年4月1日、「5年後」は令和12年4月1日、「10年後」は令和17年4月1日時点です。

主な施設の配置・活用の考え方

■ 複合交流拠点等の整備

平和の森小学校（校舎移転後跡地）

- 多世代交流や地域コミュニティの醸成に資する複合交流拠点として、中高生年代向け拠点施設、男女共同参画センター、地域交流スペース等の機能を整備するとともに、児童発達支援センターを併せて整備します。また、野方保育園を移転整備します。



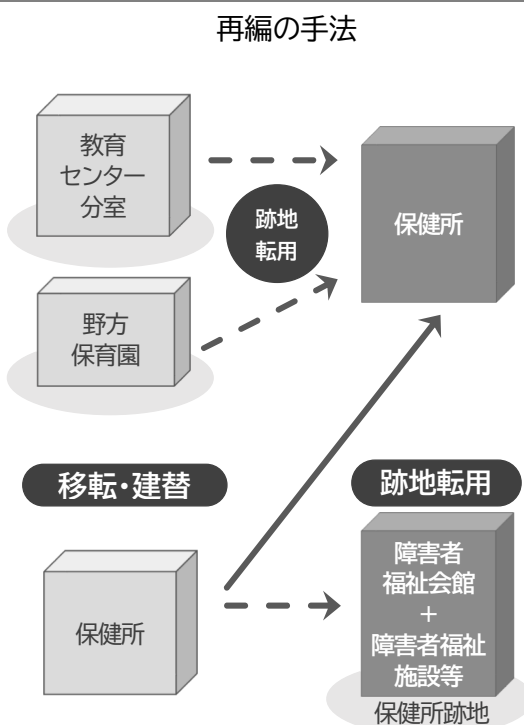
■ 保健所・障害者福祉会館等の再編

教育センター分室、野方保育園

- 健康危機に対応するため、一体で保健所を移転整備することを検討します。教育センター分室内にある子ども相談室は区役所内に移転整備します。

保健所

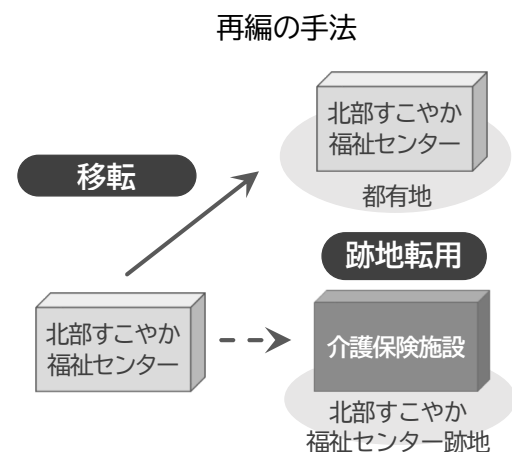
- 保健所移転後の跡地は障害者福祉会館（沼袋2-40-18）を移転するとともに、障害福祉施設等の整備を検討します。



■ 北部すこやか福祉センターの整備

北部すこやか福祉センター

- 江古田四丁目都有地に移転・整備を検討します。移転後の跡地は介護保険施設の誘致を検討します。



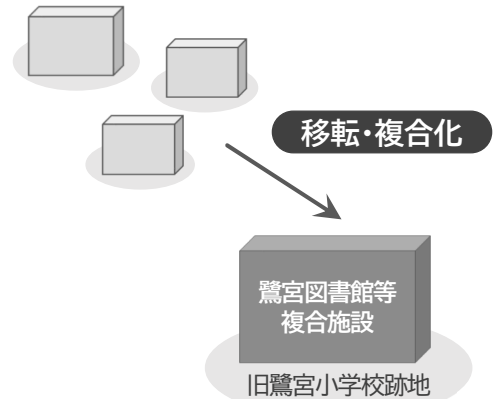
旧鷺宮小学校跡地の活用

旧鷺宮小学校

- 鷺宮区民活動センター、鷺宮図書館、鷺宮地域事務所を移転整備するとともに、鷺宮すこやか福祉センター、鷺宮高齢者会館※、鷺宮地域包括支援センターを移転整備することについて検討します。現在の鷺宮区民活動センター等複合施設、鷺宮すこやか福祉センター等複合施設についてはまちづくりの進捗と併せて活用を検討します。

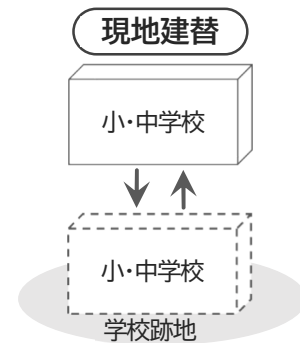
※高齢者会館は、令和8年4月1日から「健幸プラザ」に名称変更予定です。

再編の手法



小・中学校の改築

- 小・中学校の改築を計画的に実施し、財政負担の平準化を図ります。
- 改築時期の集中化を避けるため、既存校舎は適切な改修を計画的に進めます。



旧中野第一小学校（旧向台小学校）（弥生町1-25-1）

中野本郷小学校、第二中学校改築中の代替校舎として活用します。

旧令和小学校（旧上高田小学校）（上高田 5-35-3）

第七中学校、第五中学校改築中の代替校舎として活用します。

旧明和中学校（旧第四中学校）（若宮 1-1-18）

北原小学校、啓明小学校改築中の代替校舎として活用します。

旧南台小学校（旧新山小学校）（南台 4-4-1）

南中野中学校改築中の代替校舎として活用した後、区有施設整備等を検討します。

旧中野中学校（旧第九中学校）（中野 1-57-12）

桃園第二小学校、桃花小学校改築中の代替校舎として活用します。

■ 未利用施設・権利床等の活用

- 用途廃止等による未利用施設・跡地は、大規模施設の整備・誘導、公共施設の移転、集約化・複合化、防災まちづくり、まちづくり用地・公園等の活用のほか、貸付又は売却の検討を行います。

区有施設等整備を検討

- 旧中野東中学校(旧第三中学校)
- 旧沼袋小学校

売却

- 旧職員研修センター
- 旧本町図書館

まちづくり用地としての活用等を検討

- 旧北部教育相談室
- 旧鷺宮すこやか福祉センター
- 旧西中野小学校
- 鷺宮すこやか福祉センター等複合施設
- 鷺宮区民活動センター等複合施設
- 旧あさひ保育園

民間施設誘致(児童福祉施設、介護・障害福祉施設)を検討

- 旧東中野図書館・旧東中野保育園
- 北部すこやか福祉センター
- 旧西中野保育園
- 鍋横区民活動センター

地域医療機能の検討

- 今後未利用となる学校跡地

民間活力活用を検討

- 旧商工会館

- 中野駅周辺各地区の再開発に伴って区が取得する権利床等については、中野駅至近の利便性を活かした区民サービスの向上に資する活用方法のほか、民間活力の活用も視野に入れ、検討を行います。



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 2 都市基交著第 44 号

編集・発行 中野区企画部資産管理活用課 令和 7 年(2025 年) 9 月発行
〒164-8501 東京都中野区中野四丁目 11 番 19 号
電子メール sisankanri@city.tokyo-nakano.lg.jp
電話 03-3389-1111(代表) ファクス 03-3228-5476



中野区有施設整備計画(素案)の全体は区ホームページをご覧ください ▶